

# 経営内容

## 貸借対照表

資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和3年度	令和4年度	
現 金	1,048	1,810	信金中金などに預けたお金
預 け 金	12,798	17,688	
買 入 金 銭 債 権	783	505	
有 価 証 券	55,089	47,193	国債などに投資した金額
国 債	11,291	10,955	
地 方 債	7,113	6,473	
社 債	15,793	15,124	
株 式	396	478	
そ の 他 の 証 券	20,493	14,160	
貸 出 金	38,056	38,743	個人や法人のお客様に融資したお金
割 引 手 形	212	193	
手 形 貸 付	834	759	
証 書 貸 付	35,906	36,664	
当 座 貸 越	1,103	1,125	
そ の 他 資 産	600	745	
未 決 済 為 替 貸	10	8	
信 金 中 金 出 資 金	439	439	貸出金や有価証券の未収利息など
未 収 収 益	117	120	
そ の 他 の 資 産	32	176	
有 形 固 定 資 産	871	828	
建 物	385	362	
土 地	359	359	
リ ー ス 資 産	17	13	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	108	92	
無 形 固 定 資 産	8	7	
ソ フ ト ウ ェ ア	8	6	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0	
繰 延 税 金 資 産	8	350	保証した債務に対する求償権
債 務 保 証 見 返	389	414	
貸 倒 引 当 金	△ 317	△ 502	将来予想される貸倒に備えるための引当金
(うち個別貸倒引当金)	(△ 255)	(△ 436)	
資 産 の 部 合 計	109,336	107,784	

負債の部		(単位：百万円)	
科 目	令和3年度	令和4年度	
預 金 積 金	101,397	100,503	預けていただいたお金
当 座 預 金	713	996	
普 通 預 金	44,901	46,407	
貯 蓄 預 金	40	45	
通 知 期 預 金	64	21	
定 期 預 金	52,169	49,569	
定 期 積 金	2,097	2,145	
そ の 他 の 預 金	1,410	1,317	
借 用 金	41	35	
借 入 金	41	35	
そ の 他 負 債	100	131	預金積金の未払利息など
未 決 済 為 替 借 用 金	15	16	
未 払 費 用	26	21	
給 付 補 填 備 金	0	1	
未 払 法 人 税 等 益 金	11	56	期末での未納法人税・住民税等の見積額
前 受 収 益 金	4	3	
払 戻 未 済 持 分 金	1	0	
職 員 預 り 金	9	8	
リ ー ス 債 務	17	13	
資 産 除 去 債 務	7	—	
そ の 他 の 負 債	3	5	
賞 与 引 当 金	42	40	
退 職 給 付 引 当 金	249	266	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28	38	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1	1	
偶 発 損 失 引 当 金	2	7	
債 務 保 証	389	414	
負 債 の 部 合 計	102,252	101,438	

純資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和3年度	令和4年度	
出 資 金	314	314	
普 通 出 資 金	314	314	
利 益 剰 余 金	6,463	6,566	
利 益 準 備 金	332	332	
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,130	6,233	
特 別 積 立 金	5,890	6,100	
(うち経営強化積立金)	(120)	(170)	
当 期 未 処 分 剰 余 金	240	133	
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0	
会 員 勘 定 合 計	6,777	6,880	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	306	△ 535	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	306	△ 535	
純 資 産 の 部 合 計	7,084	6,345	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	109,336	107,784	

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,368,309	1,567,651
資金運用収益	1,251,959	1,464,994
貸出金利息	593,769	586,851
預け金利息	9,576	18,339
有価証券利息配当金	634,558	842,188
その他の受入利息	14,054	17,615
役員取引等収益	93,536	89,782
受入為替手数料	45,263	40,695
その他の役員収益	48,273	49,087
その他業務収益	22,810	9,298
外国為替売買益	54	—
国債等債券売却益	18,194	—
国債等債券償還益	1,145	1,360
その他の業務収益	3,415	7,938
その他経常収益	2	3,576
その他の経常収益	2	3,576
経常費用	1,089,765	1,312,808
資金調達費用	21,356	14,882
預金利息	19,796	13,382
給付補填備金繰入額	713	752
借入金利息	799	698
その他の支払利息	46	48
役員取引等費用	82,317	86,747
支払為替手数料	14,920	12,470
その他の役員費用	67,397	74,276
その他業務費用	19,573	82,596
国債等債券売却損	17,309	—
国債等債券償還損	1,091	105
国債等債券償却	—	29,989
その他の業務費用	1,172	52,500
経費	924,175	912,639
人件費	587,486	581,687
物件費	306,292	301,967
税金	30,396	28,984
その他経常費用	42,343	215,943
貸倒引当金繰入額	21,268	206,522
その他の経常費用	21,074	9,420
経常利益	278,543	254,843

ご融資したお金や運用している国債等からの利息収入

お振込などのサービスの提供によって得た収入

お預かりしているご預金の利息など

サービスの提供を受けた時に支払った費用

給与等の必要な営業上の費用

金庫本来の利益

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
特別損失	15	323
固定資産処分損	15	323
税引前当期純利益	278,528	254,520
法人税、住民税及び事業税	32,236	159,292
法人税等調整額	22,801	△ 20,441
法人税等合計	55,037	138,851
当期純利益	223,490	115,668
繰越金（当期首残高）	17,178	18,139
当期末処分剰余金	240,669	133,807

期間の最終利益

経営内容

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	240,669,121	133,807,738
剰余金処分量	222,529,858	112,446,203
普通出資に対する配当金	12,529,858	12,446,203
特別積立金	210,000,000	100,000,000
（うち経営強化積立金）	50,000,000	30,000,000
繰越金（当期末残高）	18,139,263	21,361,535

会員の皆様にお支払いする配当金

### ● 監査法人による外部監査について

当金庫の財務諸表については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正である旨の監査報告書を受領しております。

〔謄本〕

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日 広島みどり信用金庫

理事長 **小林 明宗**

## 令和4年度 財務諸表に関する注記

### ●貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～39年 その他 3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）	
年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

令和4年3月31日現在 0.0708%

- ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 502百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 350百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,345百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………一百万円  
危険債権額……………504百万円  
三月以上延滞債権額……………一百万円

貸出条件緩和債権額……………333百万円  
合計額……………838百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は193百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務

借入金 35百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,402百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額1,009円60銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において

実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で2,061百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金 (*1)	17,688	17,801	113
(2)有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	3,797	3,484	△ 312
其他有価証券	43,383	43,383	—
(3)貸出金 (*1)	38,743	—	—
貸倒引当金 (*2)	△ 502	—	—
	38,240	39,944	1,703
金融資産計	103,109	104,613	1,504
(1)預金積金 (*1)	100,503	100,484	△ 19
(2)借入金 (*1)	35	36	0
金融負債計	100,538	100,520	△ 18

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	12
信金中央金庫出資金 (*1)	439
合 計	452

(\*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	103	3
	小 計	100	103	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	300	275	△ 24
	そ の 他	3,397	3,104	△ 292
	小 計	3,697	3,380	△ 316
合 計		3,797	3,484	△ 312

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	433	225	208
	債 券	15,129	14,917	211
	国 債	3,807	3,729	77
	地 方 債	5,452	5,398	54
	社 債	5,870	5,789	80
	そ の 他	3,089	2,647	441
	小 計	18,652	17,790	861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	32	33	△ 1
	債 券	17,124	18,080	△ 955
	国 債	7,148	7,495	△ 346
	地 方 債	1,021	1,061	△ 39
	社 債	8,954	9,523	△ 569
	そ の 他	7,573	8,218	△ 644
小 計	24,731	26,332	△ 1,600	
合 計		43,383	44,122	△ 739

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	8,701	1,197	873
合 計	8,701	1,197	873

25. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券247百万円について、債券の発行者等の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、29百万円（うち、社債29百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

27. 運用目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

28. 満期保有目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

29. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当する事項はありません。

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,806百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券

等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

●繰延税金資産

(単位：百万円)

貸倒引当金	106
その他有価証券評価差額金	204
退職給付引当金	73
減価償却限度超過額	9
賞与引当金	11
役員退職慰労引当金	10
有価証券評価損	42
その他	47
繰延税金資産小計	503
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 153
繰延税金資産合計	350

●繰延税金負債

(単位：百万円)

—	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	350

32. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項  
当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 1百万円

33. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 18円40銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、86,591千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## 役員等の報酬体系

●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	金 額	
対象役員に対する報酬等の支払総額	64	
(内訳)	基 本 報 酬	64
	賞 与	—
	退 職 慰 労 金	—

- (注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。)  
2.退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。  
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

2.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## 経営指標

### ■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利益 経常収益	1,267	1,319	1,400	1,368	1,567
経常利益	238	269	234	278	254
当期純利益	171	194	156	223	115
期末残高 預金積金残高	88,063	90,087	98,412	101,397	100,503
貸出金残高	32,888	34,205	36,810	38,056	38,743
有価証券残高	50,645	53,191	54,158	55,089	47,193
純資産額	7,374	6,844	6,887	7,084	6,345
総資産額	96,710	98,084	106,272	109,336	107,784
出資 出資総額	315	314	314	314	314
出資総口数(千口)	6,319	6,292	6,281	6,285	6,284
出資に対する配当金(円)	12,621,390	12,570,601	12,522,367	12,529,858	12,446,203
出資1口当たり配当金(円)	2	2	2	2	2
配当率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%
会員数(人)	8,088	8,014	8,019	8,082	8,039
単体自己資本比率	20.31%	17.42%	17.94%	17.74%	17.80%
役員数(人)	11	12	11	11	11
うち常勤役員数(人)	6	7	6	6	6
職員数(人)	77	74	72	73	74
うち男性職員数(人)	45	42	43	44	42
うち女性職員数(人)	32	32	29	29	32
平均年齢	37歳5ヵ月	38歳5ヵ月	39歳5ヵ月	38歳6ヵ月	39歳1ヵ月

(注) 職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

### ■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	105,845	107,257	1,251,959	1,464,994	1.18	1.36
うち貸出金	37,946	38,663	593,769	586,851	1.56	1.51
うち預け金	13,142	15,170	9,576	18,339	0.07	0.12
うち有価証券	53,668	52,175	634,558	842,188	1.18	1.61
資金調達勘定	100,701	102,103	21,356	14,882	0.02	0.01
うち預金積金	100,626	102,038	20,509	14,135	0.02	0.01
うち借入金	45	39	799	698	1.75	1.76

## 損益の状況

### ■業務粗利益

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	1,230	1,450
資金運用収益	1,251	1,464
資金調達費用	21	14
役務取引等収支	11	3
役務取引等収益	93	89
役務取引等費用	82	86
その他業務収支	3	△73
その他業務収益	22	9
その他業務費用	19	82
業務粗利益	1,245	1,379
業務粗利益率	1.17%	1.28%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

### ■業務純益

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
業務純益	345	474
実質業務純益	339	477
コア業務純益	338	506
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	223	182

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭的信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計
受取利息	17	△1	15	△8	218	209
うち貸出金	34	△25	9	12	△18	△6
うち預け金	2	△3	△1	2	6	8
うち有価証券	△19	27	7	△23	230	207
支払利息	△1	△0	△1	3	△10	△6
うち預金積金	△1	0	△1	3	△10	△6
うち借入金	△0	△0	△0	△0	0	△0

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

## 経営諸比率

### ■預貸率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	37.53	38.54
期中平均預貸率	37.71	37.89

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

### ■総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.18	1.36
資金調達原価率	0.92	0.89
総資金利鞘	0.26	0.47

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率

### ■預証率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
期末預証率	54.33	46.95
期中平均預証率	53.33	51.13

(注) 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

### ■総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.26	0.23
総資産当期利益率	0.21	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

### ■職員1人当たり預金貸出金

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
預 金	1,351	1,322
貸 出 金	507	509

## 預金業務

### ■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	44,963	47,190
定期性預金	55,371	54,546
(うち固定金利定期預金)	52,612	51,820
(うち変動金利定期預金)	654	606
その他の預金	292	302
合計	100,626	102,038
譲渡性預金	—	—
総合計	100,626	102,038

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### ■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
個人	74,115 (73.1)	74,611 (74.2)
法人	27,282 (26.9)	25,891 (25.8)
(一般法人)	19,513 (19.2)	18,890 (18.8)
(金融機関)	55 (0.1)	46 (0.0)
(公金)	7,713 (7.7)	6,954 (6.9)
合計	101,397 (100.0)	100,503 (100.0)

(注) ( )内は構成比です。

### ■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	52,169	49,569
固定金利定期預金	51,547	48,984
変動金利定期預金	621	584

## 融資業務

### ■科目別の貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
割引手形	190	169
手形貸付	803	932
証書貸付	35,892	36,480
当座貸越	1,059	1,080
合計	37,946	38,663

### ■固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
変動金利	12,581	12,365
固定金利	25,475	26,377

### ■担保別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
当金庫預積金	1,112	1,118	41	24
有価証券	—	—	—	—
不動産	4,425	4,081	6	4
信用保証協会	8,721	8,601	—	—
保証	9,437	9,818	340	368
信用	14,358	15,123	—	17
その他	—	—	—	—
合計	38,056	38,743	389	414

■貸出金残高内訳（業種別・会員別・使途別）

（単位：百万円、％）

	令和3年度		令和4年度	
	金額	比率	金額	比率
農業・林業	442	( 1.2)	390	( 1.0)
漁業・水産養殖業	—	( —)	—	( —)
鉱業	—	( —)	—	( —)
建設業	1,637	( 4.3)	1,630	( 4.2)
製造業	1,938	( 5.1)	2,668	( 6.9)
卸売業・小売業	1,849	( 4.9)	2,071	( 5.3)
金融・保険業	8,735	( 22.9)	9,032	( 23.3)
不動産業	4,977	( 13.1)	4,667	( 12.0)
運輸通信業	1,080	( 2.8)	999	( 2.6)
電気・ガス・水道業等	418	( 1.1)	344	( 0.9)
サービス業	4,253	( 11.2)	4,002	( 10.3)
小計	25,334	( 66.6)	25,808	( 66.6)
地方公共団体	4,234	( 11.1)	4,273	( 11.0)
個人(住宅・消費・納税等)	8,487	( 22.3)	8,662	( 22.4)
合計	38,056	(100.0)	38,743	(100.0)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
2. ( ) 内は構成比です。

■貸出金の資金使途別内訳

（単位：百万円）

■住宅ローン・消費者ローン残高

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
運転資金	23,949	24,567
設備資金	14,107	14,175
合計	38,056	38,743

	令和3年度	令和4年度
住宅ローン	6,177	5,982
消費者ローン	3,266	3,399
合計	9,443	9,381

証券業務

■有価証券残高

（単位：百万円、％）

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	11,291 ( 20.5)	11,924 ( 22.2)	10,955 ( 23.2)	11,240 ( 21.5)
地方債	7,113 ( 12.9)	6,888 ( 12.8)	6,473 ( 13.7)	6,625 ( 12.7)
社債	15,793 ( 28.7)	16,199 ( 30.2)	15,124 ( 32.0)	15,469 ( 29.6)
株式	396 ( 0.7)	200 ( 0.4)	478 ( 1.0)	240 ( 0.5)
投資信託	12,222 ( 22.2)	10,228 ( 19.1)	5,831 ( 12.4)	9,941 ( 19.1)
外国証券	8,162 ( 14.8)	8,129 ( 15.1)	8,225 ( 17.4)	8,560 ( 16.4)
その他の証券	108 ( 0.2)	98 ( 0.2)	103 ( 0.2)	96 ( 0.2)
合計	55,089 (100.0)	53,668 (100.0)	47,193 (100.0)	52,175 (100.0)

(注) ( ) 内は構成比です。

■商品有価証券残高……………該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	1年以下		1年超 3年以下		3年超 5年以下		5年超 7年以下		7年超 10年以下		10年超		期間の定め のないもの		合計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
国債	1,580	1,005	2,676	2,065	430	—	—	—	296	395	6,308	7,489	—	—	11,291	10,955
地方債	1,407	1,858	4,100	2,421	204	—	107	208	791	1,599	502	386	—	—	7,113	6,473
社債	1,813	1,204	3,300	2,375	1,051	1,439	243	1,292	2,824	2,521	6,559	6,290	—	—	15,793	15,124
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	396	478	396	478
投資信託	1,744	368	202	—	3,181	—	282	—	2,303	706	2,033	3,175	2,475	1,580	12,222	5,831
外国証券	100	300	603	583	200	399	301	1,701	4,383	2,800	2,571	2,440	—	—	8,162	8,225
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108	103	108	103
合計	6,645	4,735	10,884	7,446	5,067	1,838	934	3,202	10,600	8,024	17,975	19,782	2,980	2,162	55,089	47,193

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券 ..... 該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	500	502	2	—	—
	そ の 他	100	102	2	100	103
	小 計	600	605	5	100	103
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	100	98	△ 1	300	275
	そ の 他	3,696	3,506	△ 190	3,397	3,104
	小 計	3,796	3,604	△ 192	3,697	3,380
合 計	4,396	4,209	△ 186	3,797	3,484	△ 312

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	310	151	159	433	225	208
	債 券	24,017	23,569	447	15,129	14,917	211
	国 債	7,037	6,897	140	3,807	3,729	77
	地 方 債	6,238	6,146	91	5,452	5,398	54
	社 債	10,741	10,525	216	5,870	5,789	80
	そ の 他	6,969	5,988	980	3,089	2,647	441
	小 計	31,297	29,710	1,587	18,652	17,790	861
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	73	73	0	32	33	△ 1
	債 券	9,581	9,912	△ 330	17,124	18,080	△ 955
	国 債	4,254	4,394	△ 139	7,148	7,495	△ 346
	地 方 債	875	895	△ 19	1,021	1,061	△ 39
	社 債	4,452	4,623	△ 171	8,954	9,523	△ 569
	そ の 他	9,727	10,560	△ 832	7,573	8,218	△ 644
	小 計	19,382	20,546	△ 1,163	24,731	26,332	△ 1,600
合 計	50,680	50,256	423	43,383	44,122	△ 739	

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	12	12

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの ..... 該当ございません。

(6) 運用目的の金銭の信託 ..... 該当ございません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託 ..... 該当ございません。

(8) その他の金銭の信託 ..... 該当ございません。

# 不良債権等への対応

## 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	34	34	8	26	100.00%	100.00%
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
危 険 債 権	令和3年度	435	435	206	228	100.00%	100.00%
	令和4年度	504	504	255	249	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	令和3年度	332	132	124	8	39.82%	3.98%
	令和4年度	333	132	124	8	39.83%	3.98%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和3年度	332	132	124	8	39.82%	3.98%
	令和4年度	333	132	124	8	39.83%	3.98%
小 計 ( A )	令和3年度	802	602	339	263	75.07%	56.82%
	令和4年度	838	637	380	257	76.05%	56.18%
正 常 債 権 ( B )	令和3年度	37,677					
	令和4年度	38,353					
総 与 信 残 高 ( A ) + ( B )	令和3年度	38,480					
	令和4年度	39,191					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

対応  
不良債権等への

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和3年度	68	62	—	※ 68	62
	令和4年度	62	66	—	※ 62	66
個 別 貸 倒 引 当 金	令和3年度	304	255	76	※ 304	255
	令和4年度	255	436	26	※ 228	436
合 計	令和3年度	372	317	76	※ 372	317
	令和4年度	317	502	26	※ 291	502

※洗い替えによる取崩額

## 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

令和3年度	令和4年度
—	—

## 自己資本の充実の状況

### 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,764	6,868
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	6,463	6,566
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	62	66
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	62	66
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,827	6,934
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	5
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	5
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,821	6,929
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,030	36,369
資産 (オン・バランス) 項目	35,731	36,033
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 450	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 450	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	298	335
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,410	2,540
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	38,440	38,909
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.74%	17.80%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

(単位：百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	36,030	1,441	36,369	1,454
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,731	1,429	36,033	1,441
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	365	14	315	12
金融機関向け	3,393	135	3,791	151
法人等向け	18,998	759	19,846	793
中小企業等・個人向け	3,688	147	3,779	151
抵当権付住宅ローン	1,233	49	1,271	50
不動産取得等事業向け	515	20	475	19
三月以上延滞等	3	0	—	—
取立未済手形	2	0	1	0
信用保証協会等による保証付	171	6	183	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	326	13	359	14
出資等のエクスポージャー	326	13	359	14
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	4,769	190	3,285	131
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,000	40	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	452	18	452	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,713	108	2,724	108
ルック・スルー方式	2,713	108	2,724	108
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 450	△ 18	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,410	96	2,540	101
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	38,440	1,537	38,909	1,556

(注)

- 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
- 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
- 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法〉

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っています。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会により行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

適格格付機関として以下の4社をリスク・ウェイトの判定に利用しています。

① R&I 株式会社 格付投資情報センター	③ S&P S&P・グローバル・レーティング
② JCR 株式会社 日本格付研究所	④ Moody's ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー		
	貸出金等		債 券		デリバティブ取引		令和3年度	令和4年度		
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度				
国 内	89,062	94,020	38,416	39,126	48,438	52,288	-	-	33	-
国 外	8,297	8,597	-	-	8,297	8,597	-	-	-	-
地 域 別 合 計	97,360	102,618	38,416	39,126	56,735	60,885	-	-	33	-
製 造 業	4,450	5,421	1,944	2,673	2,505	2,748	-	-	-	-
農 業、林 業	442	390	442	390	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,708	1,695	1,708	1,695	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	6,118	6,044	418	344	5,699	5,699	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,641	1,904	2	2	1,639	1,901	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1,309	1,253	1,100	1,054	209	199	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	1,859	2,081	1,850	2,072	9	9	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	18,810	20,828	8,756	9,053	10,054	11,775	-	-	-	-
不 動 産 業	6,724	5,883	4,994	4,684	1,729	1,199	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	5	7	5	7	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	61	87	61	87	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	17	14	17	14	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,653	1,543	1,653	1,543	-	-	-	-	33	-
生活関連サービス業、娯楽業	529	607	529	607	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	41	33	41	33	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	1,800	1,738	1,000	938	800	800	-	-	-	-
その他のサービス	2,403	2,142	1,155	979	1,248	1,163	-	-	-	-
国・地方公共団体	36,991	39,578	4,234	4,272	32,757	35,305	-	-	-	-
個 人	8,497	8,671	8,497	8,671	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,291	2,689	-	-	83	83	-	-	-	-
業 種 別 合 計	97,360	102,618	38,416	39,126	56,735	60,885	-	-	33	-
1 年 以 内	7,950	7,456	2,574	3,106	5,375	4,349	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 内	13,516	10,152	2,983	2,766	10,533	7,386	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 内	6,756	7,124	4,613	4,737	2,142	2,386	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 内	6,885	10,041	6,246	6,775	638	3,265	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 内	17,115	16,090	8,822	8,684	8,293	7,406	-	-	-	-
10 年 超	29,150	30,457	12,970	12,862	16,179	17,594	-	-	-	-
期間の定めのないもの	15,985	21,296	204	192	13,572	18,496	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	97,360	102,618	38,416	39,126	56,735	60,885	-	-	-	-

自己資本の充実の状況

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。  
 2. 「債券」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。  
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれております。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額  
 前掲(40ページ)「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用 令和3年度	目的使用 令和4年度	その他 令和3年度	その他 令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	—	—	—	28	—	—	—	—	—	28	—	—
農業、林業	41	36	36	6	—	—	※ 41	※ 36	36	6	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	65	65	65	65	—	—	※ 65	※ 65	65	65	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	63	61	61	69	—	—	※ 63	※ 61	61	69	—	—
金融業、保険業	76	—	—	187	76	—	—	—	—	187	—	—
不動産業	51	54	54	54	—	—	※ 51	※ 54	54	54	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	26	26	—	—	26	—	—	26	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4	4	4	4	—	—	※ 4	※ 4	4	4	—	—
その他サービス業	—	6	6	19	—	—	—	6	6	19	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	304	255	255	436	76	26	227	228	255	436	—	—

※洗い替えによる取崩額

- (注) 1. 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	33,040	—	36,389
10%	—	7,267	—	7,286
20%	8,221	7,297	8,620	8,984
35%	—	4,061	—	3,667
50%	8,679	1,107	9,102	1,000
75%	—	6,643	—	6,789
100%	2,759	17,777	2,512	17,876
150%	—	—	—	—
200%	—	—	—	—
250%	250	—	250	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	97,104	—	102,479	—

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実  
の状況

## 信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また一般社団法人しんぎん保証基金については、適格格付機関（JCR）が付与している格付（AA<sup>-</sup>）に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,105	1,124	4,677	4,665		
①ソブリン向け	—	—	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
③法人等向け	615	638	—	—		
④中小企業等・個人向け	479	476	3,880	3,928		
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	797	737		
⑥不動産取得等事業向け	10	10	—	—		
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—		

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しています。

また、これらリスクに関しましては、業務運営委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等への報告態勢を整備しています。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しています。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況については常勤理事会に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### ■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	492	492	569	569
非上場株式等	452	—	452	—
合 計	945	492	1,021	569

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

### ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	170	213

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ございません。

## リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,951	5,721
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。  
 2. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。  
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

## 金利リスクに関する事項（銀行勘定金利リスク：IRRBB）

### 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	0	3,441	190	159				
2	下方パラレルシフト	384	0	47	42				
3	スティープ化	3,116	3,055						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	上記のうち最大値	3,116	3,441	190	159				
		ホ		ヘ					
		令和3年度		令和4年度					
8	自己資本の額	6,821		6,929					

### ○金利リスク

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、預金、貸出金、有価証券等の市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクのことです。

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### ○定性的な開示事項

#### (1) 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

毎月末を基準日として、月次でVaR（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量及び銀行勘定の金利リスク量（ΔEVE及びΔNII）を算出し、それぞれ常勤理事会等に報告のうえ、リスクの検証並びに自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。

なお、当金庫では、ヘッジ取引を行っていません。

#### (2) 金利リスク算定手法の概要

① ΔEVE（銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額）及びΔNII（金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益減少額）の算定における前提条件は以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、ともに想定していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVEは通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、ΔNIIは通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVE及びΔNIIでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。
- ・内部モデルは、使用していません。

当期のΔEVEの算出結果は、自己資本額の20％を超えておりますが、金利リスクの顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しています。

#### ② ΔEVE以外の金利リスクの算定手法の概要

ΔEVEの他に金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理を行っています。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99％）にて算定しています。

#### 【VaR（バリュー・アット・リスク）】

過去の一定期間の金利・株価・為替等の変動データに基づき、将来のある一定期間のうちに、ある一定の確率で発生し得る最大損失額を統計的に計測する手法のことです。

# 沿革

大正 9年 8月14日	有限責任庄原信用組合許可 (昭和14年 四種兼営に移り、戦時、農業会法の施行により解散)	平成20年 6月27日	森信正敏 理事長就任
昭和22年10月 8日	創立総会開催	平成20年12月 9日	公立大学法人県立広島大学との包括協定調印式
昭和23年 2月 1日	有限責任 庄原信用組合として設立許可	平成21年 1月22日	営業地区拡張認可 (広島市安佐南区)
昭和24年 4月	市街地信用組合として組織変更	平成21年 2月20日	口和支店廃止 (本店営業部承継)
昭和24年 7月18日	設立登記	平成22年 4月 6日	東城支店開設
昭和26年12月	信用金庫法施行により庄原信用金庫に改組	平成24年 4月 1日	「みどりしんきんのなんでも相談」制度創設
昭和27年 1月16日	大蔵大臣より信用金庫法による免許	平成25年 9月 2日	医療保険・がん保険取扱開始
昭和27年10月	比和支店 開設	平成25年11月24日	サングリーン相談コーナー
昭和29年 5月	西城支店 開設	平成26年 6月10日	「きんさいベルデ」開設
昭和39年12月	西城支店 新築落成	株式会社日本政策金融公庫との業務提携締結	
昭和40年 5月	口和出張所 開設	平成26年 8月 8日	サングリーン出張所オープン
昭和43年 1月 8日	三河内政美 理事長就任	平成27年 4月13日	庄原市役所包括協定調印式
昭和49年 4月	本店 新築落成	平成27年 6月16日	光永義則 理事長就任
昭和54年 4月28日	預金量 100億円達成	平成27年 6月26日	営業地区拡張認可 (広島県内全域)
昭和55年12月	口和出張所 支店昇格	平成28年 6月 1日	「三次市における高齢者等見守り活動に関する協定書」の締結
昭和57年 2月 5日	森信吟二 理事長就任	平成28年12月 6日	庄原市「避難所施設利用に関する覚書」の締結
昭和59年 5月31日	証券業務取扱認可	平成29年 2月 6日	株式会社商工組合中央金庫との業務協力の覚書締結
昭和61年 3月24日	西城支店 (拡張建替) 新築落成	平成29年10月30日	三次支店店舗新築オープン
昭和61年11月29日	預金量 200億円達成	平成30年 6月25日	三次市と三次市域における文化・観光・まちづくり推進に関する連携協定締結
昭和61年12月 1日	高野出張所 新設落成	平成30年 8月15日	預金量 900億円達成
昭和63年11月 2日	比和支店 新築落成	平成30年10月31日	サングリーン出張所廃止
平成 1年 8月 1日	高野出張所 支店昇格	平成31年 4月15日	「高齢者安心サポートサービス」取扱開始
平成 3年 3月26日	預金量 300億円達成	令和 元年 7月 1日	窓口営業時間変更 (比和・東城・皇敷支店)
平成 3年 8月 1日	両替業務の開始認可	令和 2年 4月 1日	窓口営業時間変更 (西城・高野・三良坂支店)
平成 3年11月11日	本店 日本銀行当座預金取引開始	令和 2年 7月 9日	広島県しんきん事業承継ネットワークに関する協定締結
平成 4年12月 1日	本店 日本銀行歳入代理店承認	令和 2年10月30日	預金量 1,000億円達成
平成 5年 4月 6日	三次信用金庫と合併調印式	令和 2年11月20日	みどりしんきんSDGs宣言を表明
平成 5年 6月 1日	西城・高野支店 日本銀行歳入代理店承認	令和 3年 6月 3日	みどりしんきん公式Facebook・Instagram開設
平成 5年11月 1日	広島みどり信用金庫 誕生	令和 3年 6月18日	小林明宗 理事長就任
平成 5年12月27日	預金量 600億円達成	令和 3年 7月 1日	窓口営業時間変更 (三次支店)
平成 6年 6月 1日	営業地区拡張 (広島市安佐北区)	令和 4年 2月18日	庄原市キャッシュレス事業に関する包括連携協定締結
平成 6年 7月 1日	比和・口和・三次・十日市・皇敷・三良坂支店日本銀行歳入代理店承認	令和 4年 8月30日	公共財団法人ひろしま産業振興機構との連携協定締結
平成 7年 4月 3日	西日本建設業保証(株)取扱開始	令和 4年 9月 1日	広島県よろず支援拠点オンラインサテライト室開設
平成 8年12月20日	本店増築工事竣工	令和 4年10月 7日	Instagram採用アカウント開設
平成 9年 9月30日	預金量 700億円達成	令和 4年11月 4日	電子手形交換取扱開始
平成11年 3月29日	ゆうちょATM との相互接続スタート		
平成11年11月29日	三良坂支店店舗新築移転オープン		
平成12年 3月 6日	デビットカードサービス取扱開始		
平成12年 8月21日	十日市支店店舗新築オープン		
平成12年12月 4日	しんきんゼロネットサービス取扱開始		
平成13年 3月 5日	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始		
平成13年 4月 2日	損害保険窓口販売取扱開始		
平成13年11月26日	「ひろしまネットサービス(HNS)」取扱開始		
平成14年10月15日	生命保険窓口販売取扱開始		
平成15年 2月 3日	個人向け国債販売業務取扱開始		
平成15年 4月21日	預金量 800億円達成		
平成16年 1月19日	マルチペイメント取扱開始		
平成18年 6月 7日	広島県国民年金基金加入申込受理業務取扱開始		

# 索引

## 省令による開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	12
②理事・監事の氏名及び役職名	12
③事務所の名称及び所在地	21
2. 金庫の主要な事業の内容	12
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	5・6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
・経常収益・経常利益・当期純利益	35
・出資総額及び出資総口数	35
・純資産額・総資産額	35
・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	35
・単体自己資本比率	35
・出資に対する配当金・配当率	35
・職員数	35
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務純益等	36
・資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	36
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36
・受取利息及び支払利息の増減	36
・総資産経常利益率・総資産当期利益率	36
②預金に関する指標	
・預金種目別平均残高	37
・預金者別預金残高	37
・定期預金金利区分別残高	37
③貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	37
・用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	38
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	38
・預貸率の期末値及び期中平均値	36
④有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の平均残高	38
・有価証券の残存期間別残高	38
・預証率の期末値及び期中平均値	36

4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・リスク管理の体制	22
・法令遵守の体制	23
・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7~9
・金融ADR制度への対応	25
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29・30
(2)リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況	40
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	40
②危険債権に該当する貸出金	40
③三月以上延滞債権に該当する貸出金	40
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
(3)自己資本の充実の状況	41~46
・自己資本の構成に関する事項	41
・自己資本の充実度に関する事項	42
・信用リスクに関する事項	43
・信用リスク削減手法に関する事項	45
・証券化エクスポージャーに関する事項	45
・オペレーショナル・リスクに関する事項	45
・出資等エクスポージャーに関する事項	45
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	46
・金利リスクに関する事項	46
(4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益	38・39
(5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(7)貸出金償却の額	40
(8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨	30
(9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	34
7. 金庫の子会社等に関する事項	該当なし

## 自主開示項目

・基本方針	2
・地域と当金庫の関わり	3~4
・SDGsへの取り組み	7
・業務・商品・サービスの案内	13~18
・手数料一覧	19~20
・ATM設置状況	21
・お客様情報の管理について	24
・お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ	24
・お客様本位の業務運営に関する取り組み方針	24
・金融商品に係る勧誘方針	25